



新しい日常への適応期におけるインドネシアビザ及び滞在許可の取り扱い^{P1}

新しい日常への適応期におけるインドネシアビザ及び滞在許可の取り扱い

法務人権省規則 (PERMENUMKUMHAM) No. 26 Year 2020 が公布され、入国管理局は外国人労働者のビザ及び滞在許可に対する新たな認識を示しました。法務人権省規則 2020 年第 26 号の公布により、従来の法務人権省規則 2020 年第 11 号は代替されます。

法務人権省規則 26/2020 は 2020 年 10 月 1 日に発効し、外国人労働者のビザ及び滞在許可に関して法制化されていた従来の救済措置を改めています。

以下で詳細を概説しますが、要点は以下のとおりです：

- 入国管理局はビザ発給のためにより多くのサービス提供を開始しました。これは、パンデミックの対応支援、経済回復の支援及びインドネシア国内外で離散した家族/親族の再会を目的としています。
- ただし、インドネシアに入国する全ての外国人は、インドネシア国内に法人または個人(家族)によるスポンサーが必要になります。当該スポンサーは十分な資金があることを入国管理局に申告しなければならず、その額は従来規定では少なくとも USD 1,500 であったが、現行規定では少なくとも USD 10,000 と大幅に引き上げられています。
- さらに、インドネシアに入国するためには、関連する訪問ビザ/滞在許可 (ITAS/ITAP) 保有者が、COVID-19 のテストで陽性結果又は COVID-19 の感染を示す結果が出た場合は隔離方針に従うことを明記した声明書を新たに用意することが要求されています。さらに当該保有者は、インドネシア国内滞在中に COVID-19 に感染した場合に保険又はその他の金銭的手段による十分な経済的保証があることを示す追加の声明書を提出しなければなりません。
- 特に、有効期限の切れた滞在許可 (ITAS/ITAP) を保有している、現在インドネシア国外に滞在中の者にとって、従来規則と比較して、より重大な変更が起こる可能性があります。新規則では、有効期限の切れた滞在許可の保有者は新たなビザを申請する必要があると規定しています。この規定は、従来の指針内容

からの方向転換であると捉えることができ(従来規則では、有効期限切れの滞在許可証の保有者は年末までインドネシア入国ができるとされていました)、これを受けて、企業にとっては外国籍従業員の駐在・異動等、人事上の計画に重要な影響が生じる可能性があります。

- 当該新規則は、投資調整庁(*Badan Koordinasi Penanaman Modal/BKPM*)からの新規就業許可証及びビザに関するサポートレターに関する規則には影響しません。

規則の詳細:

インドネシアへの入国

インドネシアに入国できる外国人は、有効な訪問ビザ又は滞在許可(ITAS/ITAP)の保有者であり、その他の全ての入国管理要件並びに保健省が規定する健康要件及び手続規定を満たすことが前提とされます。

さらに、輸送手段を利用してインドネシアに到着する輸送機器の乗組員、APECビジネストラベルカード保有者及び従来からの国境通過者は、インドネシアのテリトリーに入ることができます。

ビザ免除は、輸送手段を利用してインドネシアに到着する輸送機器の乗組員の場合を除いて、入国管理局により暫定的に停止されています。さらに、政府職員及び外交パスポート保有者に対するビザ免除は外務大臣規則の規定に準じるため、これらの該当者にもビザ免除が適用されます。

到着ビザ(visa on arrival 又は VoA)は、COVID-19 管理対策を所掌する省庁・機関が COVID-19 パンデミック収束宣言を出すまでは、入国管理局により暫定的に停止されています。

インドネシア入国前の措置

インドネシアのテリトリー外から到着した交通輸送手段については、その責任者は、全ての乗客のポリメラーゼ連鎖反応(PCR)検査結果が陰性であることを保証する義務を負います。

インドネシアのテリトリー外から到着する全ての訪問ビザ及び滞在許可保有者は、入国管理局長の承認(テレックスビザ)を取得し、かつインドネシア国内にスポンサーがいる必要があります。

特に、第6条4項では、訪問ビザ申請者のインドネシアスポンサーは、スポンサー対象の当事者のインドネシア訪問にあたりスポンサーが十分な資金を有することの証明として、インドネシア国内の金融機関又は銀行から、1万米ドル(USD 10,000)若しくはそれと同等の残高を示す残高証明書を申請書に添付することが義務付けられています。医療/食糧支援従事者及び交通輸送手段乗組員はこの要件を免除されます。この規定は、従来、申請書が少なくともUSD 1,500の資金を有することを示す銀行残高証明書を提出することを要求していた従来規定から大きく乖離しています。

従来規則の健康要件の更新事項として、入国管理局は保健プロトコルに関する要件を追加しました。訪問ビザ及び滞在許可を保有する全ての者は、インドネシア到着時に、下記の全ての文書を記載事項の不備無く、入国管理局に提出しなければなりません:

- 各国政府に認可された機関が発行する、COVID-19に未感染である旨を英語で記載し申告する健康証明書
- インドネシア入国時の港(空港)におけるインドネシア保健当局によるPCR検査で陽性反応が検出された、又は保健プロトコル及び法律規定に照らしてCOVID-19の臨床症状があると判断された場合、該当する入国者がインドネシア政府指定の隔離施設又は保健サービス施設にて隔離措置を受ける及び/又は治療を受けることに同意する旨を英語で記載した証明書
- 保健プロトコル及び法律規定に準拠して、検疫又は隔離期間において健康状態の監視下に置かれることに同意する証明書
- 健康維持に必要な資金の残高証明を含む健康保険/旅行保険の証書、及び/又はインドネシア国内滞在中にCOVID-19に感染した場合に関連費用を自己負担する旨を記載した証明書

ビジネス及び就業目的に関連する訪問ビザ及び/又は滞在許可の保有者は、入国管理要件を満たすために、BKPM サポートレター及び/又は労働省発行の就業許可 (Notifikasi) 等の文書も併せて適時に提出できるようにしておく必要があります。

訪問ビザ保有者

インドネシア国外にいる訪問ビザ保有者

インドネシア入国が認められる訪問ビザのカテゴリーは以下のとおりです:

- 政府職員ビザ
- 外交ビザ
- シングルエントリー訪問ビザ (211-B)
- 一時滞在ビザ (312, 313, 314, 317, 319)

シングルエントリー訪問ビザ (211-B) は下記の活動を目的として申請することができます:

- a. 緊急・救急作業の実施
- b. 商談の実施
- c. 物品の購入
- d. 外国人労働者に期待される専門知識・ノウハウの適用
- e. 医療・食糧支援およびその従事者の支援
- f. インドネシアテリトリー内にある交通輸送手段の運用

一時滞在滞在ビザは労働 (312) 及び非労働活動を対象に申請することができます。

非労働活動には下記が該当します:

- a. 外国投資の実施 (313, 314)
- b. 親族の訪問 (317)
- c. 高齢外国人旅行者の観光 (319)

インドネシア国外におり、既に期限が切れたビザ承認又は訪問ビザを保有する外国人は、法律規定に従い、ビザを再度申請しなければなりません。

インドネシア国内にいるビザ/許可保有者

インドネシア国内にいる訪問許可 (到着ビザ (VoA)、シングルエントリー、マルチプルエントリー、APEC カード) 保有者は、ビザ期限延長又は新規ビザの申請を行うことで継続してインドネシア国内に滞在することができます。さらに、法律では、到着

時入国ビザとシングルエントリービジネスビザのみが一時滞在許可 (ITAS) に切替が可能であると規定されています。

従来、9月18日付の入国管理局公告によると、ビザ期限延長又は新規ビザ申請について、ビザ保有者は遅くとも2020年10月5日までに入国管理局に通知しなければならないと規定されていました。さらに、マルチプルエントリービザ及びAPECカード保有者はその保有するビザを一時滞在許可に切り替えることができると規定されていました。

滞在許可保有者

インドネシア国外にいる滞在許可保有者

インドネシアへの入国が認められる滞在許可のカテゴリーは以下のとおりです：

- 政府職員滞在許可
- 外交滞在許可
- 一時滞在許可 (ITAS)
- 永久滞在許可 (ITAP)

新規則第9条によると、有効期限の切れた滞在許可 (ITAS/ITAP) の保有者のうち現在インドネシア国外に滞在する者は、インドネシア入国のためにビザを申請しなければならない、とされています。

当該条項の規定について私どもは入国管理局に改めて確認をとりましたが、本年末まで認められていた滞在許可 (ITAS/ITAP) 保有者によるインドネシア入国の便宜は今後適用されないことが明確になりました。

インドネシア国内にいる滞在許可保有者

入国管理局は、従来、緊急滞在許可の延長措置を受けていた滞在許可 (ITAS/ITAP) 保有者のうち現在もインドネシア国内に滞在している者について、新規ビザを申請することを継続して認めており、規則内においてそのタイムラインは具体的に示していません。

従来、9月18日付入国管理局公告によると、現在インドネシア滞在中の滞在許可 (ITAS/ITAP) 保有者のうち、滞在許可の有効期限が切れた者は、遅くとも2020年10月5日までに最寄りの入国管理局に届け出て新規ビザを申請することで、引き続きインドネシア国内に滞在することができるとされていました。

延長手続について、許可保有者は、延長申請のためのスポンサーを有することを含め、現行規則の全ての要件を満たす必要があります。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com


Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com


Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.